

社会福祉法人 茨城町社会福祉協議会 指定障害福祉サービス事業所カルム運営規程
(就労継続支援 B 型事業)

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人茨城町社会福祉協議会（以下「事業者」という。）が設置する社会福祉法人茨城町社会福祉協議会指定障害福祉サービス事業所カルム（以下「事業所」という。）が行う。事業所の就労継続支援 B 型事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適正かつ円滑な事業の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 本事業は、利用者が雇用契約を結ばず継続して就労・生産活動を行いながら、就労技術の向上及び生活能力の維持・向上等の必要な支援、訓練その他の便宜を適正かつ効果的に行うものとする。

2 本事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保健、医療及び福祉サービス事業者と密接な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 前 2 項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号、以下「法」という。）に定める内容及びその他の関係法令等を遵守し事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 本事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 社会福祉法人茨城町社会福祉協議会 指定障害福祉サービス事業所カルム
- 2 所在地 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1037 番地の 1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

1 管理者 1 名（常勤職員）

管理者は、従業者の管理、事業の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。

2 サービス管理責任者 1 名（常勤職員）

サービス管理責任者は次の業務を行う。

(ア) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で適切な支援内容を検討すること。

(イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき事業者が提供する事業以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、事業の目標及び達成時期、事業を提供する上での留意事項等を記載した事業の個別支援計画の原案を作成すること。

- (ウ) 個別支援計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得たうえで、作成した個別支援計画を記載した書面を利用者に交付すること。
- (エ) 利用者の個別支援計画作成後、個別支援計画の実施状況の把握（利用者の継続的なアセスメントを含む）を行うとともに、3か月に1回以上の利用者に対するモニタリング、6か月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行うこと。
- (オ) 利用申込者の利用に際し、障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (カ) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が地域若しくは施設において安定した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、地域や施設等で安定した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し必要な支援・訓練を行うこと。
- (キ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

3 職業指導員 1名以上（常勤職員）

職業指導員は個別支援計画に基づき、利用者に対し、的確な技術指導とサービスの提供を行う。

4 生活支援員 1名以上（常勤職員）

生活支援員は個別支援計画に基づき、利用者に対し、日常生活を送る上での技術サポートを継続して行うとともにサービスの提供を行う。

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

（1）営業日及びサービス提供日

月曜日から金曜日までとする。ただし、事業者が特別に認めた場合について土曜日・日曜日を営業する。また、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で定められた休日、12月29日から1月3日までを除く。

（2）営業時間

午前8時30分から午後5時までとする。

（3）サービス提供時間

午前9時30分から午後3時30分までとする。

（利用定員）

第6条 事業所の利用定員は20名とする。

（主たる対象者）

第7条 事業所において指定就労継続支援B型を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

（1）身体障害者（18歳未満の者を除く）

（2）知的障害者（18歳未満の者を除く）

（3）精神障害者（18歳未満の者を除く）

（サービスの内容）

第8条 事業所で行う事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 個別支援計画の作成
 - (2) 身体等の介護
 - (3) 就労に必要な知識、能力を向上するための訓練
 - (4) 就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供
 - (5) ハローワークとの連携を伴った、就労企業の紹介
 - (6) 求職活動支援
 - (7) 職場定着支援
 - (8) 生活相談
 - (9) 健康管理
 - (10) 送迎サービス
 - (11) 施設外支援
 - (12) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- (2) から (11) に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 事業を提供した際には、利用者から事業にかかわる利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない事業を提供した際は、利用者から法第29条第3項の規定により算定された訓練給付費の額に90分の100を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。この場合、その提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 前2項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

(1) 日用品費の実費

(2) 第10条に規定する通常の実施地域を越えて行う訪問支援に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

(ア) 事業所から10キロメートル未満 1回(片道)につき100円

(イ) 事業所から10キロメートル以上 1キロメートルにつき10円

(ウ) その他日常生活において通常必要となるものにかかわる費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 送迎サービスの提供にかかわる費用

次条に規定する通常の実施地域 1回(片道)につき100円

5 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用についての説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

6 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者に対して交付するものとする。

(通常事業の実施地域)

第10条 主たる事業所における通常の実施地域は、茨城町の区域とする。

(工賃の支払い等)

第 11 条 事業所は、事業の利用者が生産活動に従事した場合、別に定める工賃支払規程に基づき、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものである。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 12 条 利用者はサービスの利用に当たっては、次の事項にすることを留意すること。

- 2 利用者は、サービス提供を受ける際に、医師の診断や日常生活の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービス提供を受けるよう留意すること。

(利用負担額にかかわる管理)

第 13 条 事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者が同一の指定障害福祉サービス及び指定施設支援（以下「指定障害福祉サービス」という。）を受けたときは、利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第 29 条 3 項の規定により算出された介護給付費又は訓練等の給付費の額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計金額が、令第 17 条第 1 項目に規定する負担上限月額、又は令第 21 条第 1 項に規定する高額障害福祉サービス等の状況を確認のうえ、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び障害者支援施設に通知するものとする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第 14 条 現に事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 協力医療機関等への連絡が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業の提供により事故が発生した場合は直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに必要な措置を講じるものとする。
- 4 事業の提供により賠償すべき事故が発生したときは速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第 15 条 事業所は非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情解決)

第 16 条 提供した事業に関する利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情を迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した事業に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、また、法第 48 条第 1 項の規定により茨城県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は茨城県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は茨城県知事及び市町村長からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言にしたがって必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第 17 条 事業所はその業務上知り得た利用者等の個人情報については個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の関連法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業所等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 18 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- （1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置（責任者は事務局長とする）
- （2）虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果に従業者に周知徹底すること
- （3）成年後見制度の利用支援
- （4）苦情解決体制の整備
- （5）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（身体拘束の禁止）

第 19 条 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業者は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずる。
 - （1）身体拘束等の適正化のための対策と検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）を定期的で開催するとともに、その検討結果に従業者に周知徹底すること
 - （2）身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - （3）従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修を定期的の実施

（その他の運営に関する重要事項）

第 20 条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行

体制について検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 3 か月以内
 - (2) 階層別研修 随時
- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
 - 3 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、当該事業を提供した日から 5 年間保存するものとする。
 - 4 事業所は、事業の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
 - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 「社会福祉法人茨城町社会福祉協議会指定障害者サービス事業所運営規定」は、平成 25 年 9 月 30 日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から一部改正して施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 9 月 1 日から一部改正して施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から一部改正して施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から一部改正して施行する。